

議案第71号

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民基本台帳法施行令の一部改正に鑑み、住民票に旧氏が記載されている者に係る印鑑の登録に関し所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市印鑑条例の一部を改正する条例

福岡市印鑑条例（昭和35年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 日本人の場合においては、印鑑が住民票に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名、旧氏又は氏及び名の一部を組み合わせたもの若しくは旧氏及び名の一部を組み合わせたもの（区長が認める場合に限る。）で表されていないもの

第4条第2号中「あらわされて」を「表されて」に改め、同条第3号中「あらわして」を「表して」に改める。

第6条第1項第3号中「住民票」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、住民票」に、「氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第8条第1項中「その印鑑を押印し、印鑑登録証」を「印鑑登録証」に改め、同項ただし書中「登録を受けている印鑑又は」及び「押印又は」を削る。

第10条第1項第3号中「氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）」を加える。

第17条を次のように改める。

（規則への委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。